令和７年新十津川町農業委員会

第 26 回（９月）会議録

招集月日	令和7年9月25日	午後６時30分	場　　所	役場　大会議室

開閉日時	開　会	令和7年9月25日	午後６時25分
	閉　会	令和7年9月25日	午後７時10分

及宣言者	会　　長	坂　本　和　隆	会長代理	千　石　洋　彰

委員の出席状況

番号	氏　　名	出欠	番号	氏　　名	出欠	番号	氏　　名	出欠
1	乗　松　良　行	出	7	髙　橋　友　司	出	13	川　村　　登	出
2	稲　葉　　敏	出	8	木　村　文　秋	出	14	長　太　　均	出
3	小　林　　勝	出	9	阪　口　徳　幸	出	15	西　内　陽　美	出
4	田　中　千　久	出	10	高　桑　　斉	出	16	千　石　洋　彰	出
5	新　井　隆　之	出	11	中　川　雅　樹	出	17	坂　本　和　隆	出
6	林　　雄　一	出	12	村　本　　健	出			

農業委員会事務局職員

事務局主幹	石　井　秀　紀	事務局主事	石　元　光　子

議案説明のために出席した者の職・氏名

			開会宣告
			開議宣告
日程	1		会期の決定
	2		会議録署名委員の指名
	3		一般事務報告
	4	議案第１号	賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	5	議案第２号	農地の権利移動の許可申請について
	6	議案第３号	現況証明願について
	7	議案第４号	新十津川町農地移動適正化あっせん基準の改正について
	8	議案第５号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
	9		その他

開会宣告	議　長	只今から第26回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議　長	只今の出席委員数は、17名であります。 定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 日程表に基づき会議を進めてまいります。
日程第１ 会期の決定	議　長	会期の決定についてを、議題といたします。 お諮りします。本日の第26回農業委員会総会の会期は本日１日限りといたしたいが、ご異議ありませんか。 （なしの声あり）
	議　長	異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたします。
日程第２ 議事録署名委員の指名	議　長	続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。 議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとなっておりますので、私から指名をいたします。 第 4 番　田 中 千 久 第 5 番　新 井 隆 之　両委員にお願い申し上げます。
日程第３ 一般事務報告	議　長	閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。 事務局お願いします。
	事務局	別紙にて朗読 （令和７年８月28日～令和７年９月24日）

日程第４ 議案第１号	議　長	続きまして、日程第４、議案第１号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第１号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
		農地法第18条第６項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、成立状況について確認をする。
		令和7年9月25日　提出
		新十津川町農業委員会会長　坂　本　和　隆
		番号　1
		番号　1　字○○　地番全７筆、地目田　民有地　合計面積25,001㎡
		令和７年９月８日提出、合意解約通知　集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の契約が成立していると考えられます。
		番号　2
		番号　2　字○○　地番全６筆、地目田　民有地　合計面積62,076㎡
		令和７年９月11日提出、合意解約通知　集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の契約が成立していると考えられます。
		以上、２件について説明を終わります。
		よろしくご審議のほどお願いします。
	議　長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	質疑なしと認めます。
		通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
日程第５ 議案第２号	議　長	異議なしと認め、議案第１号については提案のとおり確認しました。
		続きまして、日程第５、議案第２号、農地の権利移動の許可申請について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第２号　農地の権利移動の許可申請について
		農地法第３条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。
		令和7年9月25日　提出
		新十津川町農業委員会会長　坂　本　和　隆
		番号　1　　説明
		図面番号１をご覧ください。
		字○○　地番全７筆　地目田25,001㎡　民有地　合計面積25,001㎡
		法律関係　賃貸借
		こちらの農地につきましては、農地が遠方のため管理できないので賃貸借するというものです。
		別添調査書のとおり、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。
	議　長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。

日程第５ 議案第２号	委　員	なし。
	議　長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	異議なしと認め、番号１は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号２について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号　２　　説明
		図面番号２をご覧ください。
		字○○　地番全６筆　地目田　民有地　合計面積62,076㎡
		法律関係　賃貸借
		こちらの農地につきましては、高齢のため農地を管理できないため
		賃貸借をするというものです。
		別添調査書のとおり、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、
		許可要件のすべてを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。
	議　長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
日程第６ 議案第３号	議　長	異議なしと認め、番号２については、提案のとおり決定をします。
		その他、ご意見ございますか。
		ないようですので、議案第２号については全て決定しました。
		続きまして、日程第６、議案第３号、現況証明願について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第３号、現況証明願について
		このことについて、別紙のとおり現況証明願があったので、申請のとおり
		証明することの可否について決定をする。
		令和7年9月25日　提出
		新十津川町農業委員会会長　坂　本　和　隆
		番号　１　について説明をします。
		図面番号３をご覧ください。
		字○○　地番全１筆　公簿地目　畑　現況地目　宅地
		民有地　合計面積1,195㎡　こちらにつきましては、資料をご覧ください。

日程第６ 議案第３号	事務局	現地を確認した結果、利用状況について宅地と判断しました。
		この１筆については、農地外と判断します。
	議　長	以上で事務局からの説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
	議　長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	異議なしと認め、番号１については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号２について説明願います。
	事務局	番号　２　について説明をします。
		図面番号４をご覧ください。
		字〇〇　地番全１筆　公簿地目　田　現況地目　宅地
		民有地　合計面積495㎡　こちらにつきましては、資料をご覧ください。
		現地を確認した結果、利用状況について宅地と判断しました。
		この１筆については、農地外と判断します。
	議　長	以上で事務局からの説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
日程第７ 議案第４号	議　長	異議なしと認め、番号２については、提案のとおり決定をします。
		議案第３号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第７、議案第４号、
		新十津川町農地移動適正化あっせん基準の改正について
		事務局から、内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第４号　新十津川町農地移動適正化あっせん基準の改正について
		新十津川町農地移動適正化あっせん基準の一部を別紙のとおり改正する。
		ついては、これに対する意見を求める。
		令和7年9月25日　　提出
		新十津川町農業委員会会長　坂　本　和　隆
		こちらにつきましては、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領と
		北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について
		といものがあり、こちらの一部改正に伴う改正となっております。
		内容について、ご説明いたします。

日程第７ 議案第４号	事務局	一部改正をした基準の案と新旧対照表がありますので、見ながら説明を
		させていただきます。
		まず第３条については、削除による改正となっております。
		次に第２項については、肉用牛関係の内容が削除となっております。
		続きまして、第６条の地域計画の内容（経営構造対策事業計画等）を
		追加しております。
		最後に、別表２の目標経営面積の備考欄に肉牛10頭と記載がありますが、
		こちらを削除しております。
		以上で説明は終了となりますが、こちらは北海道の基準に
		併せたものであり、空知総合振興局農務課の事前審査は通過しております。
		今回、意見を求めた後、北海道知事へ認定を申請するという
		順番となっております。
		ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	議　長	説明が終わりました。
		質疑ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
日程第８ 議案第５号	議　長	異議なしと認め、議案第４号は提案のとおり決定をし
		北海道知事へ認定申請を行うこととします。
		続きまして、日程第８、議案第５号、
		農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
		事務局より説明申し上げます。
	事務局	議案第５号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
		このことについて、別紙により申し合わせ決議をする。
		令和7年9月25日　　提出
		新十津川町農業委員会会長　坂　本　和　隆
		こちらにつきましては、令和７年８月27日付、北海道農業会議専務理事より
		通知があり、ご提案をしております。
		今年度も全国で見ますと、農地利用最適化推進委員による農地への
		不法投棄による逮捕、事務局職員による公文書偽造などの不祥事が
		相次いでいるようです。
		ついては別紙のとおり、法令遵守の申し合わせ決議が求められており
		当委員会としてもこの趣旨を鑑み、改めて法令遵守を徹底するために
		決議をいただきたいと思っております。
		それでは、農業委員会法令遵守の申し合わせ決議を読上げたいと思います。
		～朗読～
		私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員
		として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する
		責務を負っている。

日程第８ 議案第５号	事務局	特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に
		接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も
		徹底しなければならない。
		私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項に
		ついてここに申し合わせ、決議する。
		記
		1　農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に
		農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、
		同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを
		確保すること。
		2　農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための
		研修等を実施すること。
		令和7年9月25日
		新十津川町農業委員会
		こちらの決議につきましては、議事録に記録し毎年決議することを
		求められておりますので、農地移動が本格化するこの時期に
		毎年決議として付議したいと考えております。
		以上で、説明を終わります。
	議　長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
	議　長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委　員	なし。
日程第９ その他	議　長	異議なしと認め、議案第５号については、提案のとおり決定をします。
		議案第５号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第９、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議　長	以上、提案されました議案は全て終了しました。
		それでは、本日の第26回農業委員会総会を閉じさせていただきます。
		慎重なご審議ありがとうございました。